業務:	3(業	務コード)	包括評	平価!	申告事	項登録	录 (⊢	H O A	١)							条件	ž.											T	
	400	-C-0.0	ID .	属	45 1	操線1 2	<u> </u>				申	告書(I	1)			ж1	T			申告	書(Ⅱ)						⊐ −ド	入力がない場合の	入力条件/形式
項番	欄	項目名	10 4	属性	桁	1 2		新規=	申告	申告変	更都	F査後変]	更	撤回	新規目	申告登録)	新規申告	Ħ	告変更	審	查後変更		撤回	1	新規(引用:	申告 登録)	1-1	補完項目	
		入力共通項目		an	398		м			м	м		м	П	м		м	М		м		м			м				
2		処理種別																											包括評価申告に係る処理種別を入力 スペース:新規申告 H:申告変更
			HKB a	an	1		Х			М	М		М		М		х	М		М		М			М				U:審査後変更 T:撤回 I:新規申告(引用登録)
		包括評価申告受理番号	HJN a	an	9		С			M	м		м		С		С	м		м		м			С				処理種別が「H:申告変更」、「U:審査後変更」または 「撤回」の場合は必須入力
4		旧包括評価申告受理番号		+																									(1) 処理種別が「I:新規申告(引用登録)」の場合は必 須入力
		,	KHN	an	9		Х			-	-		-		М		Х	-		-		-			М				(2)包括評価申告に係る情報を引用登録したい場合、引用 登録したい「包括評価申告受理番号」を入力
		申告書種別:申告書 (I)	SK1	n	1		С			С	С		-		С		С	С		С		-			С				申告書種別に応じて、申告書 (I) または申告書 (I) のいずれかを必須入力
(申告書種別:申告書 (Ⅱ)																		\parallel									1:申告書(I) 申告書種別に応じて、申告書(I) または申告書(Ⅱ) のい ずれかを必須入力
			SK2	n	1		С			С	C		-		C		С	С		С		-			С				1:申告書(Ⅱ)
		関税定率法施行令第1 条の6第3項:該当す る	KG1	n	1		С			С	С		-		С		С	С		С		-			С				関税定率法施行令第1条の6第3項の該当有無に応じて、 「該当する」または「該当しない」のいずれかを必須入力 1:該当する
		関税定率法施行令第1 条の6第3項:該当し		+																									1: 欧ヨ9 © 関税定率法施行令第1条の6第3項の該当有無に応じて、 「該当する」または「該当しない」のいずれかを必須入力
		ない	KG2	n	1		С			С	C		-		C		C	С		С		-			С				1:該当しない
		一括加算:該当する	IK1	n	1		С			С	С		-		С		С	С		С		-			С				一括加算の該当有無に応じて、「該当する」または「該当しない」のいずれかを必須入力 1:該当する
10		一括加算:該当しない																			+								- 活加算の該当有無に応じて、「該当する」または「該当しない」のいずれかを必須入力
			IK2	n	1		С			C	C		-		С		С	С		С		-			С				1:該当しない
11		申告の種類:有税	SN1	n	1		С			С	С		-		С		С	С		С		-			С				申告の種類に応じて、有税または無税のいずれかを必須入力 1:有税
12		申告の種類:無税	SN2	n	1	T	С			С	С		-	\prod	С		С	С		С	H	-	1		С				申告の種類に応じて、有税または無税のいずれかを必須入力 1:無税
10		あて先官署コード	CH a	an	2		М			м	м		-		м		м	М		м	H	-			м		税関官署コード		
14		あて先部門コード																											ブルダウンにて以下の値を入力 1:1部門
																													2:2部門 3:3部門 4:4部門 5:5部門
			ABC	n	1		M			M	М		-		м		М	М		М		-			М				6:6部門 7:7部門 8:8部門
																													9:9部門 0:部門コードなし
15		輸入者コード																		H	H						輸出入者コード 法人番号		(1)無符号輸入者の場合、入力不要 (2)先頭8桁または13桁で入力した場合は、システムで
16		輸入者氏名		4	17		С			C	C		-		C		С	С		С		-			С		法入留亏	国内用輸出入者DB	後4桁に「0000」を補完する 国内用輸出入者DBに登録されていない輸入者または、登録
17		輸入者住所 1 (都道府	YNS	an	70		F			F	F		-		F		F	F		F	\blacksquare	-			F			(輸入者コード) 国内用輸出入者 D B	されている名称が無効の場合に入力
18		輸入者住所 2 (市区町	TJ1 a	an	15		F			F	F		-		F		F	F		F		-			F			(輸入者コード) 国内用輸出入者DB	
19		村(行政区名)) 輸入者住所3(町域	TJ2	+	35		F			F	F		-		F		F	F		F		-			F			(輸入者コード) 国内用輸出入者 D B	
20		名・番地) 輸入者住所 4 (ビル名	TJ3 a	+			F C			F	F		-		F		F	F		F		-			F			(輸入者コード) 国内用輸出入者 D B	
21		(ほか) 輸入者電話番号		+	70		C			G E	C				C		C F	C		C	+	-			C			(輸入者コード) 国内用輸出入者DB (輸入者コード)	
22		輸入者連絡先		+	14		м			С	c		-	+	и .		м .	c		c		_			м .			(朝八日コード)	
23		代理人コード		an	5		С			С	С		-		С		С	С		С		-			С		利用者コード	入力者	入力者が輸出入者以外の場合で、代理人コード欄に入力がな い場合は、入力者の利用者コードで補完する。
24		生産者名 事前教示回答書登録番	SSM	j	140		С			С	С		-		С		С	С		С		-			С				申告貨物に係る生産者名を入力 事前教示回答書が交付されている場合、登録番号を入力
26		号		+	7		C			С	С		-		С		С	С		С		-			С				季前 秋小山 音音 かべい されている 場合、 立 珠 智 ず ど 人 ガ 包括 申告 に関係のある主要な税関名を入力
27		包括申告の主要関係税 関名 代表品目	HSZ	j	200	-	С		+	С	C		-	+	С	+	С	С	+	С	+	-	+	+	С	+	HS⊐-F		申告貨物の代表品目を品目コード4桁で入力
			DHH a	an	4		С			С	С		-		С		С	С		С		-			С		(4桁)		
28		複数品目識別		1		\dagger	H	H	\dagger		+			+		\parallel		+	+	\parallel	+	\dagger	\dagger	\parallel		\dagger			複数の品目を対象とする場合は入力
29		申告貨物の品名等	ННА	n	1		С	Ц		С	С		-		С		С	С		С	Ш	-			С				0:複数の品目を対象としない 1:複数の品目を対象とする 申告貨物の品名、銘柄、単価等を入力
25		□東1がい明白寺	SKH	j	468		С			С	c		-		С		С	С		С		-			С				テロス79少印で、知可、半期寺と八月
20		167 # L 167 o # 17 #																			Ш								輸入を入りままれば思るとのと、「輸入水上輸入の果然水 が
30		輸入者と輸入の委託者	TK1	n	1		С			С	c		-		С		С	С		С		-			С				輸入取引の売手及び買手について、輸入者と輸入の委託者が 特殊関係にある場合は入力 O:輸入者と輸入の委託者が特殊関係でない
31		輸出者と輸入の委託者																											1:輸入者と輸入の委託者が特殊関係である 輸入取引の売手及び買手について、輸出者と輸入の委託者が
			TK4	n	1		С			С	С		-		С		С	С		С		-			С				特殊関係にある場合は入力 O:輸出者と輸入の委託者が特殊関係でない
32		輸入者と輸出者				+	+	H	+		+			+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+		+			1:輸出者と輸入の委託者が特殊関係である 輸入取引の売手及び買手について、輸入者と輸出者が特殊関係にある場合は入力
			TK2	n	1		С			С	С		-		С		С	С		С		-			С				歌にのの場合はヘハ 0:輸入者と輸出者が特殊関係でない 1:輸入者と輸出者が特殊関係である
30		輸出者と輸出の委託者				\dagger		H	\parallel		$\dagger \dagger$			+	\parallel	\parallel	+	\dagger		\parallel	+	\parallel	\dagger	\dagger		\dagger			輸入取引の売手及び買手について、輸出者と輸出の委託者が 特殊関係にある場合は入力
			TK5	n	1		С			C	C		-		С		С	С		С		-			С				0:輸出者と輸出の委託者が特殊関係でない 1:輸出者と輸出の委託者が特殊関係である
34		輸入者と輸出の委託者	TK3			T	,							\prod							H	П	\dagger						輸入取引の売手及び賈手について、輸入者と輸出の委託者が 特殊関係にある場合は入力
			ınd	n	1		С			6	C		-		С		С	C		G.	Ш	-			С				0:輸入者と輸出の委託者が特殊関係でない 1:輸入者と輸出の委託者が特殊関係である
35		輸入の委託者と輸出の 委託者	TK6	n	1		C			c	C		-		С		c	С		С		-			С				輸入取引の売手及び買手について、輸入の委託者と輸出の委 託者が特殊関係にある場合は入力 0・輸入の売託者と輸出の売託者が特殊関係でない。
								Ц		Ш	Ш	Ш	Ш	Ш						Ш	Ш	Ш							0:輸入の委託者と輸出の委託者が特殊関係でない 1:輸入の委託者と輸出の委託者が特殊関係である

莱	務名 (非	き務コード)	包括評価	申告	東項登	æ (H	O A))									AT III.												1	
120	番欄	項目名	ID 属	桁	繰 総 1 2	ł.					申信	書(I)				条件					申告書	(II)					⊐− ۴	入力がない場合の	入力条件/形式
- 24	285 1340	76.0	性	111	1 2		折規申	告	申台	告変更	審	査後変	更	撤回	(1	新規申告 引用登録	i k)	新規申告	Ė.	申告変	Đ	審査征	後変更		撤回	新	規申告 用登録)		補完項目	/////// IDA
	36	輸入者(賈手)	YIB n	1		С			С		С		-		С		С		С			С		-		С				輸入者自身が買手である場合は入力 O:輸入者は買手でない 1:輸入者は買手である
	37	輸入者(売手)	YIU n	1		С			С		С		-		С		С		С			С		-		С				輸入者自身が売手である場合は入力 O:輸入者は売手でない 1:輸入者は売手である
	38	輸出者(売手)	YEU n	1		С			С		С		-		С		С		С			С		-		С				輸出者自身が売手である場合は入力 O:輸出者は売手でない 1:輸出者は売手である
	39 40	輸出者氏名 1 輸出者国名 1	ES1 an	70		С			С		С		-		С		С		С			С		-		С		国連LOCODE		
	41	輸出者氏名 2	EK1 an	70		С	С		С		С	С	-		С	С	С	С	С	С		С		-		С		(国名2桁)		
	42	輸出者国名 2	EK2 an	2			С		С	:		С	-			С		С		С		С		-		c		国連LOCODE (国名2桁)		
	43	複数輸出者識別	FES n	1		С			С		С		=		С		С		С			С		-		С				輸出者が複数存在する場合は入力 O:輸出者が単数 1:輸出者が複数
	44	複数国名識別(輸出者)	FEK n	1		С			С		С		-		С		С		С			С		-		С				輸出者における所在国が複数存在する場合は入力 O:輸出者における所在国が単数 1:輸出者における所在国が複数
	45	輸入の委託者(買手)	IEB n	1																										輸入の委託者が買手である場合は入力 O:輸入の委託者は買手でない
	46	輸入の委託者 (売手)	IED N			U							-											-		·	\parallel			0: 輸入の委託者は責手でない 1: 輸入の委託者は責手である 輸入の委託者が売手である場合は入力
	47	納1の素紅半瓜々	IEU n	1		С			С		С		-		С		С		С			С		-		С				0:輸入の委託者は売手でない 1:輸入の委託者は売手である
	48	輸入の委託者氏名 複数輸入の委託者識別	IES an	70		С			С		С		-		C		C		С			С		-		С				輸入の委託者が複数存在する場合は入力
	49	輸出の委託者(売手)	ric n			U			·								·							-						O:輸入の委託者が単数 1:輸入の委託者が複数 輸出の委託者が売手である場合は入力
			EEU n	1		С			С		С		-		C		С		С			С		-		С				O:輸出の委託者は売手でない 1:輸出の委託者は売手である
	50	輸出の委託者氏名	EES an	70		С	С		С	:	C	С	-		C	C	C	С	С	С		С		-		С	0	国連LOCODE(国名2桁)		
	52	複数輸出の委託者識別	FEE n	1		С			С		С		-		С		С		С			С		-		С				輸出の委託者が複数存在する場合は入力 O:輸出の委託者が単数 1:輸出の委託者が複数
	53	複数国名識別 (輸出の 委託者)	FKE n	1		С			С		С		-		С		С		С			С		-		С				輸出の委託者における所在国が複数存在する場合は入力 O:輸出の委託者における所在国が単数
	54	輸入申告価格決定方法																												1:輸出の委託者における所在国が複数 輸入申告価格決定方法について以下のいずれかの値を入力 200:4条の2 311:4条の3 1項1号
			IKH an	3		8			=		-		-		=-		С		С			С		-		С				312:4&03 1項2号 320:4&03 2項 440:4&04 450:4&05
	55	定率法第4の2.3以 外の具体的な理由																												460: 4条の6 (1) 関税定率法第4条の2、3が適用できない具体的な理由を入力 (2) 「輸入中告価格決定方法」にて以下の値を入力した場
			GRY j	234		=			=		-		=		-		С		С			С		-		С				台は必須人力 4 4 0 : 4条の4 4 5 0 : 4条の5 4 6 0 : 4条の6
	56	貨物の輸入申告価格決 定計算方法	ккн ј	936		-			-		-		-		-		С		С			С		-		С				(3) (2) 以外の場合は入力不可 實物の輸入申告価格決定計算方法を入力
	57	輸入申告価格の計算式 等	IKS j	468		-			-		-		-		-		С		С			С		-		С				輸入申告価格の計算式等を入力
	58 59	備考	GOU j	156 78		c			С		c		-		C		- C		- c			- C		-		- C				調整を要する額の合計額又は当該合計額を個々の納税申告の 際に算定するための計算方法等を入力
	60	関税定率法第4条第2 項1.2.3号に掲げ る事情:有		1		c			c		C				C		-		_			_		_		_				申告書種別が「申告書 (I)」の場合、関税定率法第4条第 2項1、2、3号に掲げる事情について、「有」または 「無」のいずれかを必須入力
	61	関税定率法第4条第2																									\parallel			1:有 申告書種別が「申告書(I)」の場合、関税定率法第4条第 の第1:2 2号に担保を実施について、「左、または
		項1.2.3号に掲げ る事情:無	KJ2 n	1		С			С		С		-		С		-		-			-		-		-				2 項1、2、3号に掲げる事情について、「有」または 「無」のいずれかを必須入力 1:無
	62	売手と買手との間の特 殊関係:有	UK1 n	1		С			С		С		-		С		-		-			-		-		_				申告書種別が「申告書 (I)」の場合、売手と買手との間の 特殊関係について、「有」または「無」のいずれかを必須入 カ
	63	売手と買手との間の特 殊関係:無				\parallel	+			\parallel	\parallel			+		+					H	-		+	+	+				1:有 申告書種別が「申告書(I)」の場合、売手と買手との間の 特殊関係について、「有」または「無」のいずれかを必須入
			UK2 n	1		С			С		С		_		C		_ -		_ -			-		-		-				力 1:無
	64	特殊関係の取引価格へ の影響:有	TT1 n	1		С			С		С		-		С		-		-			-		-		-				特殊関係による取引価格への影響について、「有」または 「無」のいずれかを必須入力 1:有
	65	特殊関係の取引価格へ の影響:無	TT2 n	1		С			С		С		-		С		-		-			-		-		-				特殊関係による取引価格への影響について、「有」または 「無」のいずれかを必須入力 1:無
	66	特殊関係の内容	TKN j	234		С			С		С		-		С		-		-			-		-		-	Ħ			売手と買手が特殊関係にある場合、その内容を入力
	67	仕入書	KI1 n	1		С			С		С		-		С	T	-		-			-		-		-	П			資物の輸入申告価格について、貨物の輸入申告価格記載書類 が仕入書の場合は入力 0:貨物の輸入申告価格記載書類が仕入書でない
	68	運賃明細書																												1:貨物の輸入申告価格記載書類が仕入書である 貨物の輸入申告価格について、貨物の輸入申告価格記載書類 が運賃明細書の場合は入力
			KI2 n	1		С			С		С		-		С		-		-			-		-		-				日本 日本 日本 日本
	69	保険料明細書	KI3 n	1		С			С		С		-		С		-		-			-		-		-				資物の輸入申告価格について、貨物の輸入申告価格記載書類 が保険料明細書の場合は入力 O:貨物の輸入申告価格記載書類が保険料明細書でない
	70	価格調整条項による調 整				\parallel	+			\parallel			+	+		+					H	-		\parallel	+	+				1 資物の輸入申告価格記載書類が、保険料明細書である 現実支払価格のうち仕入書価格以外の額を調整する場合、か つ、価格調整条項による調整の場合は入力
			SG1 n	1		С			С		С		-		С		-		-			-		-		-				0:現実支払価格のうち仕入書価格以外の額を調整する場 会 かつ 価格暗数を頂による調整の場合でない
									Ш	Ш										Ш			Ш				Ш			1: 現実と抵係をのうち仕入書価格以外の額を調整する場合、かつ、価格調整条項による調整の場合である

業務名	(業	務コード)	包括	評価	申告事	項登録	禄(⊢	10	A)																						Г	
						操線	-					申告	B (I))			g	条件				Ħ	申告書	(Ⅱ)							入力がない場合の	3.15% (50.5
項番	欄	項目名	ID	属性	桁	1 2		新規申告			申告変更	審査	後変更	Į.	撤回		規申告 用登録)	新	規申告	申	告変更		審査後	变更		撤回			見申告 月登録)	コード	補完項目	入力条件/形式
71		別払金																		П			П									現実支払価格のうち仕入書価格以外の額を調整する場合、か つ、別払金の場合は入力
			SG2	n	1		С			С		С		-		С		-		-		-	-		-			-				びままな場合では、
72		検査費用																														現実支払価格のうち仕入書価格以外の額を調整する場合、か つ、検査費用の場合は入力
			SG3	n	1		С			С		С		-		С		-		-		-	-		-			-				3 : 現実支払価格のうち仕入事価格以外の額を調整する場合、かつ、検査費用の場合でない。1 : 現実支払価格のうち仕入書価格以外の額を調整する場合、かつ、検査費用の場合である。
73		その他の費用																														現実支払価格のうち仕入書価格以外の額を調整する場合、かつ、その他の費用の場合は入力 O: 現実支払価格のうち仕入書価格以外の額を調整する場
			SG4	n	1		С			С		С		-		С		-		-		,	-		-			-				合、かつ、その他の費用の場合でない 1:現実支払価格のうち仕入書価格以外の額を調整する場合、かつ、その他の費用の場合である
74		特殊関係の影響有																														現実支払価格のうち仕入書価格以外の額を調整する場合、かつ、特殊関係の影響有の場合、チェックボックスにて「1」 を入力
			SG5	n	1		С			С		С		-		С		-		-		-	-		-			-				田栗支払価格のうち仕入書価格以外の額を調整する場合、かつ、特殊関係の影響者の場合でない 現実支払価格のうち仕入書価格以外の額を調整する場合、かつ、特殊関係の影響者の場合である
75		調整を要する額又は率	SG6	j	156		С			С		С		-		С		-		-		-	-		-			-				現実支払価格のうち仕入書価格以外の額を調整する場合、調整を要する額又は率を入力
76		調整項目の内訳その他 参考事項	SG7	j	240		С			С		С		-		С		-		-		-	-		-			-				現実支払価格のうち仕入書価格以外の額を調整する場合、調 整項目の内訳その他参考事項を入力
77		運賃等	KS1	n	1		С			С		С		-		С		-		-		-	-		-			-				加算要素等を調整する場合、かつ、運賃等の場合は入力 O:加算要素等を調整する場合、かつ、運賃等の場合でない 1:加算要素等を調整する場合、かつ、運賃等の場合である
78		仲介手数料等																		H												加算要素等を調整する場合、かつ、仲介手数料等の場合は入 カ
			KS2	n	1		С			С		С		-		С		-		-		-	-		-			-				O:加算要素等を調整する場合、かつ、仲介手数料等の場合 でない 1:加算要素等を調整する場合、かつ、仲介手数料等の場合 である
79		容器・包装費用																														加算要素等を調整する場合、かつ、容器・包装費用の場合は入力
			KS3	n	1		C			C		С		-		С		-		-		-	-		-			-				0:加算要素等を調整する場合、かつ、容器・包装費用の場合でない 1:加算要素等を調整する場合、かつ、容器・包装費用の場合である
80		材料・部品費用																														加算要素等を調整する場合、かつ、材料・部品費用の場合は 入力
			KS4	n	1		С			С		С		-		С		-		-		-	-		-			-				〇:加算要素等を調整する場合、かつ、材料・部品費用の場合でない。 1:加算要素等を調整する場合、かつ、材料・部品費用の場合である。
81		工具等費用	KS5	n	1		5			c		c				c		_		_					_			_				加算要素等を調整する場合、かつ、工具等費用の場合は入力 O:加算要素等を調整する場合、かつ、工具等費用の場合で ない
82		消費物品費用	NOO				0									۰																1: 加算要素等を調整する場合、かつ、工具等費用の場合である 加算要素等を調整する場合、かつ、消費物品費用の場合は入
			KS6	n	1		С			С		С		-		С		-		-		-	-		-			=				カ O: 加算要素等を調整する場合、かつ、消費物品費用の場合 でない 1: 加算要素等を調整する場合、かつ、消費物品費用の場合
83		役務費用																		H												である 加算要素等を調整する場合、かつ、役務費用の場合は入力
			KS7	n	1		С			С		С		-		С		-		-		=	-		-			-				O:加算要素等を調整する場合、かつ、役務費用の場合でない 1:加算要素等を調整する場合、かつ、役務費用の場合である
84		ロイヤルティ等																														加算要素等を調整する場合、かつ、ロイヤルティ等の場合は入力
			KS8	n	1		C			С		С		-		С		-		-		-	-		-			-				ご 加算要素等を調整する場合、かつ、ロイヤルティ等の場合でない。1:加算要素等を調整する場合、かつ、ロイヤルティ等の場合である。
85		売手帰属収益	KS9		1		С			С		c				С																加算要素等を調整する場合、かつ、売手帰属収益の場合は入力 O:加算要素等を調整する場合、かつ、売手帰属収益の場合
			Nos	"														-		-												でない 1:加算要素等を調整する場合、かつ、売手帰属収益の場合 である
86		調整を要する額又は率	KSA	j	156		С			С		С		-		С		-		-		-	-		-			-				加算要素等を調整する場合、調整を要する額又は率を入力す る
87		調整項目の内訳その他参考事項	KSB	j	240		С			С		С		-		С		-		-		-	-		-			-				加算要素等を調整する場合、調整項目の内訳その他参考事項 を入力する
88		買付手数料			Ţ								\prod	\prod				\prod		\prod		ſ			\prod							控除すべき費用等を調整する場合、かつ、賈付手数料の場合 は入力 O:控除すべき費用等を調整する場合、かつ、賈付手数料の
89		# 1 소 된	K01	n	1		С			С		С		-		С		-		-					-							場合でない 1:控除すべき費用等を調整する場合、かつ、買付手数料の 場合である
89		延払金利	K02	n	1		С			c		c				С																控除すべき費用等を調整する場合、かつ、延払金利の場合は 入力 O:控除すべき費用等を調整する場合、かつ、延払金利の場
		スの納の準 B	.wz	a			٧			0		0				,																合でない 1:控除すべき費用等を調整する場合、かつ、延払金利の場合である
90		その他の費用	Vo.				,					c																				控除すべき費用等を調整する場合、かつ、その他の費用の場合は入力 O:控除すべき費用等を調整する場合、かつ、その他の費用
91		調整を要する額又は率			1		C			С		ď		-		С		-		-												の場合でない 1: 控除すべき費用等を調整する場合、かつ、その他の費用 の場合である 控除すべき費用等を調整する場合、調整を要する額又は単を
92		調整項目の内訳その他	K04	Н	156		C			C		С		-	+	С	+	-	+	-	\perp	-	-	+	-	-		-	\perp			入力する 控除すべき費用等を調整する場合、調整項目の内訳その他参
<u></u>		参考事項	K05	j	240		C	Ш		C		С	Ш	1-1	$\perp \perp$	C	Ш	L	Ш	-	Ш	_L	Ш		-		Ц	-	Ш			考事項を入力する